

# 大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 知事は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るため、大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要綱（平成13年8月14日付け農経第692号。以下「実施要綱」という。）に規定する農業経営負担軽減支援資金を貸し付ける融資機関に対し、予算の定めるところにより利子補給金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (利子補給対象資金及び利子補給率)

第2条 利子補給の対象となる資金は、融資機関が農業者に融資する農業経営負担軽減支援資金とし、その利子補給率は、実施要綱第3の3に定める県の利子補給率以内とする。

また、知事が特に認めた場合の上乗せの利子補給率は、実施要綱第3の4に定める県の上乗せ利子補給率以内とする。

## (利子補給契約)

第3条 第1条に規定する利子補給契約は、知事が融資機関との間に締結する大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書（様式第6号）によって行うものとし、その申込は大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書締結申込書（様式第7号）によって行うものとする。

## (利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、次のとおりとする。

融資機関が融資した毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間（以下「計算期間」という。）における資金の融資平均残高（延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数で除して得た金額をいう。）に第2条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

## (利子補給金交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項並びに規則第12条の規定による交付申請並びに実績報告は、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付申請書並びに実績報告書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、上期（毎年1月1日から6月30日までの期間）に係るものについては7月31日までに、下期（毎年7月1日から12月31日までの期間）に係るものについては翌年の1月31日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付及び利子補給計画並びに貸付及び利子補給実績書（様式第2号）
- (2) 融資平均残高計算明細書（様式第3号）

（利子補給条件）

第6条 規則第5条の規定による利子補給条件は、次のとおりとする。

- (1) この利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、利子補給事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること。
- (3) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

（利子補給金の交付決定並びに額の確定の通知）

第7条 規則第6条並びに規則第13条の規定による交付決定通知並びに額の確定通知は、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付決定通知書並びに額の確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（利子補給金の交付請求）

第8条 利子補給金の交付決定通知並びに額の確定通知を受けたものが、利子補給金の交付を請求しようとするときは、利子補給金交付請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

附 則 この要綱は、平成13年8月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年度 期大分県農業経営負担軽減支援資金  
利子補給金交付申請書並びに実績報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事

殿

所在地  
融資機関名  
代表者名

年 月 日から 年 月 日までの期間に係る大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金の交付を受けたいので、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱第5条の規定により、別紙関係書類を添えて申請並びに実績報告をします。

記

1 交付申請額並びに実績額 金 円

2 添付書類

- (1) 貸付及び利子補給計画並びに貸付及び利子補給実績書（様式第2号）
- (2) 融資平均残高計算明細書（様式第3号）

様式第4号（第7条関係）

年度 期大分県農業経営負担軽減支援資金  
利子補給金交付決定通知書並びに額の確定通知書

第 号  
年 月 日

融資機関代表者 殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請並びに実績報告のあった  
年度 期大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金について、下記のとおり交  
付することに決定し、併せて利子補給金の額を同額に確定したので、大分県農業経営負  
担軽減支援資金利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 利子補給事業に要する経費 金 円
- 2 利子補給金の交付決定額並びに額の確定額 金 円
- 3 利子補給条件
  - (1) 利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、利子補給事  
業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること
  - (2) 常に利子補給に係る貸付債権の保全に努めること
  - (3) その他、大分県補助金等交付規則、大分県農業経営負担軽減支援資金事業実施要  
綱及び大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱の定めに従うこと

様式第5号（第8条関係）

年度 期大分県農業経営負担軽減  
支援資金利子補給金交付請求書

第 号  
年 月 日

大分県知事

殿

所在地  
融資機関名  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知並びに額の確定通知の  
あった 年度大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金 円  
を精算払の方法により交付されるよう、大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交  
付要綱第8条の規定により請求します。



の期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給申請書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る本資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が実施要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印してそれぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

大分市大手町3丁目1-1

甲 大分県知事 印

住所  
融資機関名

乙 代表者名 印

様式第7号（第3条関係）

大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書締結申込書

第 号  
年 月 日

大分県知事

殿

住 所  
名 称  
代表者名

大分県農業経営負担軽減支援資金の貸付に伴い、別添の「大分県農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書」により利子補給契約を締結したいので申し込みます。